

## 映画の製作者または配給業者が

### 映画上映について契約を締結する場合の映画上映使用料

使用料規程第 21 条（映画上映に関する利用許諾）第 1 項（3）に定める上映使用料は、当面の間プリント 1 本につき下表のとおりとします。

#### ① 著作物を映画に利用する場合の著作物 1 曲の使用料

利用時間	類別	一般娯楽	その他
	1 分まで		625 円
1 分を超え 5 分まで		2,500 円	1,000 円
5 分を超え 10 分まで		3,750 円	1,500 円
10 分を超え 20 分まで		5,000 円	2,000 円
20 分を超える場合		10 分までを増すごとに、「10 分を超え 20 分まで」の場合の使用料に、「1 分を超え 5 分まで」の場合の額の 50%を加算します。	

#### ② 著作物をイベント収録に利用する場合の著作物 1 曲の使用料

利用時間	類別	イベント収録	
		演奏会	演奏会以外
1 分まで		875 円	625 円
1 分を超え 5 分まで		3,500 円	2,500 円
5 分を超え 10 分まで		5,250 円	3,750 円
10 分を超え 20 分まで		7,000 円	5,000 円
20 分を超える場合		10 分までを増すごとに、「10 分を超え 20 分まで」の場合の使用料に、「1 分を超え 5 分まで」の場合の額の 50%を加算します。	